○○○デイサービスセンター　宿泊サービス運営規程

通所介護及び予防専門型通所サービスの一方のみ指定を受けている場合は不要部分を削除して下さい。

　（事業の目的）

第１条　○○法人○○が、介護保険法に規定する通所介護及び予防専門型通所サービスの指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）である○○○デイサービスセンターの営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話を夜間及び深夜に指定通所介護事業以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する者（以下「宿泊サービス事業者」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

　　　できるよう、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービスの提供を行う。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

　　　　３　事業の実施にあたっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業等、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）との必要な連携を行う。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　１　名　称　○○○デイサービスセンター

　２　所在地　名古屋市○○○○○○○○２丁目３番地　○○ビル1階

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　宿泊サービス従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

　　１　責任者　１名

　責任者は、当該指定通所介護事業所等との情報連携や宿泊サービス従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況把握を行う。

　　２　宿泊サービス従業者　　介護職員　６名　（指定通所介護事業所等の介護職員と兼務４名）

　　　　　　　　　　　　　　　看護職員　２名　（指定通所介護事業所等の看護職員と兼務２名）

宿泊サービス従業者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止、その他必要なサービスの提供にあたる。

３　調理員　１名

委託の場合は調理員（委託）と表示する。配食を利用する場合は記載しない。

　　　　利用者の朝食、夕食等を調理する。

　（営業日及びサービス提供時間）

第５条　宿泊サービスの営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

　　１　営業日　月曜日から日曜日まで。但し、１２月３０日から１月３日を除く。

　　２　サービス提供時間　１７：００～翌９：００

原則、指定通所介護事業所等のサービス

提供終了から翌朝の開始時間まで。

（利用定員）

第６条　宿泊サービス事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

　　　　定員　５名

当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める

利用定員の２分の１以下かつ９人以下。

　（宿泊サービスの提供方法、内容）

第７条　宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

　　１　身体介護に関すること

　　　　日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

　　　　　排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護

　　２　就寝及び離床に関すること

　　　　利用者の安全確保を図り、必要な支援及びサービスを提供する。

　　　　　就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助

配食を利用する

場合は、食事に

関すること（配食）

と記載する。

　　３　食事に関すること

　　　　給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

　　　　　食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

（内容及び手続きの説明及び同意）

第８条　宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、

宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（宿泊サービス計画の作成）

第９条　宿泊サービスを４日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心

身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成する。

　（サービスの提供）

第１０条　職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

　（身体的拘束）

第１１条　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

　（食事の提供）

第１２条　食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。

　　　２　食事の時間は、概ね次のとおりとする。

　　（１）朝食　８：００～

　　（２）夕食　１８：００～

　　３　利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を取ることを支援する。

　（健康への配慮）

第１３条　利用者に対してサービスの提供を開始するときは、利用者の健康に関する情報を居宅介護支援事業者等から取得し、主治の医師から意見を確認した上で、宿泊サービス計画を作成する。

２　前項の情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供する。

　（相談援助）

第１４条　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

　（緊急時の対応方法）

第１５条　現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、責任者に報告する。

　（サービス提供記録の記載）

第１６条　宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

　（利用料）

別紙を作成し、運営規程に添付する。

第１７条　利用料の額は別紙料金表によるものとする。

２　利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

　　　３　利用者は宿泊サービス事業者の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料を納入することとする。

　（契約書の作成）

第１８条　サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

（非常災害対策）

第１９条　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を次のとおり行う。

　　　　　　防火責任者　　　〇〇〇〇〇〇

　　　　　　防災訓練　　　　年○回

　　　　　　避難訓練　　　　年○回

　　　　　　通報訓練　　　　年○回

　（衛生管理等）

第２０条　宿泊サービスに使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理

に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

　　　２　当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ず

るよう努める。

（苦情処理）

第２１条　提供した宿泊サービスに係る利用者の及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

　　　２　宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

　（事故発生時の対応）

第２２条　利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連携を行うとともに、必要な措置を講じる。

　　　２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

　　　３　利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

　（秘密保持等）

第２３条　宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を宿泊サービス従業者との雇用契約の内容に明記する。

　　　２　指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

　　附　則

　この規程は、平成　　年　月　日から施行する。

|  |
| --- |
| ※　この運営規程はあくまで参考例ですので、内容や記載方法は必要に応じて修正してください。 |